

選定療養費（再診料）について

再診に係る選定療養費

他の医療機関に文書で紹介する旨を申し出たにもかかわらず
当院を受診した場合に毎回2,500円（税別）を徴収します。

再診の場合に選定療養費を徴収するパターン

1. 診察室で文書で紹介を行う旨を申し出たが、患者が拒否した場合



2. B医院に紹介状を出した患者が、後日再度受診した場合

